

総務文教常任委員会委員長報告

去る３月３日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案３件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- １ 審査年月日 令和７年３月６日(木)
- ２ 場 所 委員会室２
- ３ 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- ４ 審査結果

「議案第16号」刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第17号」北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第18号」北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第16号」について

本案に対して、質疑、討論はありませんでした。

◎「議案第17号」について

（１）「改正の目的と北本市における影響額について」質疑したところ、
「改正の主な趣旨は、令和６年人事院勧告を踏まえ、若手及び中堅職員の早期昇格時や民間人材の採用時における給与の改善を図ることです。これにより、昇格に伴う給与の上昇幅を大きくし、職員の処遇向上を図ります。今回の給与改正により、令和７年度予算の給与及び報酬等は１億３,０６８万円の増加となります」との答弁がありました。

（２）「北本市における地域手当の改正状況及び近隣市の状況について」質疑したところ、「令和６年人事院勧告において、本市の地域手当の支給割合は４％と示されましたが、本市では人材確保や近隣自治体との均衡を考慮し、現行の６％を維持する方針としました。令和７年１月１７日時点で、所沢市が実施した調査及び本市の独自調査によると、県内で地域手当を６％としている１９自治体のうち、１１自治体が改正を行わない方針を示しています。近隣市である鴻巣市、加須市、行田市も本市と同様に６％を維持する方針です」との答弁がありました。

（３）「特定任期付職員の概要と北本市における該当者の有無について」質疑したところ、「特定任期付職員とは、特定の分野において高度な専門知識や豊富な経験を有する人を指します。例えば、弁護士や公認会計士、大学教員、研究員など、専門領域で顕著な実績を有する人が該当します。本市においては、現在１人を採用し、デーノタメ遺跡に関する専門的な見識を有する職員を文化財保護課に配属しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第１８号」について

本案に対する質疑が１件あり、討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和 7 年 3 月 25 日

総務文教常任委員会

委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様